

城南家保ニュース Vol.26-12



熊本県城南家畜保健衛生所

〒868-0042 人吉市蟹作町一本杉 1237-1

TEL 0966-22-3814 FAX 22-3617

E-mail jounankaho@pref.kumamoto.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kumamoto.jp/kahojounan>

死亡牛のBSE検査対象月齢が48か月齢以上に変更されます

家畜伝染病予防法施行規則及び牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部が改正され、平成27年4月1日から、**死亡牛のBSE検査対象月齢が24か月齢以上から48か月齢以上に引き上げられます。**検査対象月齢が引き上げられた場合、48か月齢未満の死亡牛が、現行の24か月齢未満の死亡牛と同様の処理となります。臨床症状からBSEが疑われる牛は、従前どおり全月齢が検査対象となります。

これまで、BSEについては、肉骨粉の牛用飼料としての利用禁止等の飼料規制等の対策が10年以上行われており、平成14年に生まれた一頭を最後に国内での発生はありません。また、平成25年5月には、日本が国際獣疫事務局(OIE)から「無視できるBSEリスク」の国に認定され、同年7月からは、と畜場におけるBSE検査対象月齢が「48か月齢超」に引き上げられています。



平成26年度九州・沖縄ブロック業績発表会が開催されました

平成27年2月13日、平成26年度九州・沖縄ブロック業績発表会が大分県で開催され、当家保の古庄幸太郎技師が、「熊本県における高病原性鳥インフルエンザ防疫対応」について発表しました。本年度、発生した高病原性鳥インフルエンザについて、発生時の対応を経時的にまとめ、マニュアルの改訂と防疫資材の備蓄強化をおこなったこと等について報告しました。審査員からは、熊本県の事例における迅速な通報と初動はひとつのモデルとなった等の評価をいただき、平成27年4月に開催予定の全国家畜保健衛生業績発表会における九州・沖縄ブロックの代表(各県1題)として選出されました。

高病原性及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定症状について

11月1日から4月30日までを、本県では、平成26年4月13日の高病原性鳥インフルエンザ発生を受け、特別防疫対策期間として防疫対策強化に取り組んでいます。

各農場におかれましては、畜舎に出入りする際の手指及び靴の消毒、衣服の交換、農場に出入りする車両の消毒等の飼養衛生管理基準を遵守し、引き続き侵入防止に努めていただくとともに、次に掲げる症状を呈していた際には、速やかに家畜保健衛生所まで御連絡くださるようお願いいたします。



- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が過去3週間の平均の2倍以上となった場合。（その原因が不適切な飼養管理、他の疾病、急激な気温の変化又は災害によるものである場合を除く。）
- ② 鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合。
- ③ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡し（その原因が不適切な飼養管理、他の疾病、急激な気温の変化又は災害によるものである場合を除く。）、又はまとまっとうずくまっている場合。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	韓国	継続発生中	牛、豚	O
	韓国	継続発生中	家きん	H5N8
高病原性 鳥インフルエンザ	中国	2月4日	ベンガルトラ	H5N1
		2月2日	家きん	H5N6
		1月19日~2月19日	家きん	H5N2
	台湾	1月13日~2月18日	家きん	H5N8
		1月30日~2月1日、2月19日	家きん	H5N3

3月4日現在

編集後記

今年度も最後の月となり、一年間のまとめ作業等に忙しい時期ですが、病気は時期や時間にお構いなしに発生します。韓国では HPAI、口蹄疫が継続発生しています。今後も引き続き警戒をよろしく願います。（衛生課 S. S）